

平成27年9月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 平成27年10月 8日(木) 開会 午前10時 4分
閉会 午後 1時54分

場 所 第9委員会室

出席委員 沢田力委員長

立石泰広副委員長

飯塚俊彦委員、板橋智之委員、高橋政雄委員、小林哲也委員、小谷野五雄委員、
田並尚明委員、大嶋和浩委員、安藤友貴委員、金子正江委員、中川浩委員

欠席委員 なし

説明者 [県土整備部関係]

浅井義明県土整備部長、小関清一県土整備部副部長、

西成秀幸県土整備部副部長、松澤潤県土整備政策課長、富田真樹建設管理課長、

柳田英樹用地課長、中村一之道路政策課長、金子勉道路街路課副課長、

濱川敦道路環境課長、常山修治参事兼河川砂防課長、秋山栄一水辺再生課長

永岡敬英収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

秋山幸男都市整備部長、杉野勝也都市整備部副部長、

諏訪修之都市整備部副部長、村田暁俊都市整備政策課長、

吉岡博之都市計画課長、木崎秀夫市街地整備課長、

福島英雄田園都市づくり課長、和栗肇公園スタジアム課長、

五味昭一建築安全課長、白石明住宅課長、柳沢孝之営繕課長、

清水敏男設備課長

三井隆司下水道事業管理者、大島秀彦下水道局長、菊地仁美下水道管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

| 議案番号 | 件 名 | 結 果 |
|-------|--------------------------------------|------|
| 第93号 | 平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第2号) のうち県土整備部関係 | 原案可決 |
| 第103号 | 訴えの提起について | 原案可決 |
| 第106号 | 平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第3号) のうち県土整備部関係 | 原案可決 |

2 請願

なし

所管事務調査

1 県土整備部関係

(1) 一級河川江川の河川整備について

- (2) 豪雨災害時の新方川について
- (3) 関東・東北災害の対応について

2 下水道局関係

下水処理施設におけるバイオガス発電について

その他

一級河川江川の早期改修を求める決議が行われた。

【付託議案に対する質疑（県土整備部関係）】

板橋委員

- 1 第93号議案の道路橋りょう費について、具体的にどのような内容なのか。
- 2 第93号議案及び第106号議案について、台風11号及び18号の災害復旧は、具体的にどのような内容なのか。

道路街路課副課長

- 1 道路橋りょう費の増額補正予算は、本県の骨格となる幹線道路である、国道140号皆野秩父バイパス、国道254号和光富士見バイパスに充当する。この補正予算により事業の進捗を図っていきたい。国道140号皆野秩父バイパスでは、平成28年度に予定していた掘削工事を行う。また、国道254号和光富士見バイパスでは、国道463号から県道保谷志木線までの約920メートルの間に残る未買収用地の買収を行う。この用地買収により、この区間で初めて工事に着手する。

河川砂防課長

- 2 台風11号に伴う土木施設災害復旧費は、7月16日から17日にかけての台風11号の豪雨により、一級河川不老川の護岸が2か所損壊したことによるものである。被災箇所は2か所とも狭山市南入曽地内であり、事業費は2か所で3,000万円である。1か所目の事業内容は、延長26.7メートルの護岸の復旧であり、2か所目は延長20.2メートルの護岸の復旧である。
台風18号に伴う土木施設災害復旧費は、9月8日から11日にかけての台風18号の豪雨により、一級河川霞川の護岸が1か所損壊したことによるものである。被災箇所は入間市豊岡地内であり、事業費は1,000万円である。事業内容は、延長10メートルの護岸の復旧である。

板橋委員

今回議案が出されている損壊箇所以外にも、台風11号と18号の影響による危険箇所をチェックする必要があると思うがどうか。

河川砂防課長

県では、台風の後、堤防や河川施設の緊急点検を行い、被災状況を確認している。台風18号の影響で4か所の小規模な被災があったが、県では120万円以上が土木施設災害復旧費の対象となっているため今回の議案には含まれていない。

田並委員

先の台風で鬼怒川の堤防が決壊した。今回の台風の影響による護岸工事はもちろん進めていただきたいが、堤防自体の安全性の確認をしているのか。

河川砂防課長

今回災害復旧を予定している霞川については、一部を除いて周辺地盤より低い箇所を流れているため堤防の被害は出ていない。また、安全性については、河川巡視や年定期点検、

地震後の緊急点検などを行っている。点検結果に異常がある場合は速やかに対応している。

安藤委員

- 1 社会資本整備総合交付金の補正予算により、国道254号和光富士見バイパスの用地買収率はどうなるのか。
- 2 土木施設災害復旧費の補正予算について、霞川の護岸工事は1,000万円で復旧が完了するのか。また、今後同じような規模の台風が来たときに同じ箇所が壊れることはないのか。

道路街路課副課長

- 1 第二期整備区間の現在の用地買収率は約85%であるが、今回の補正予算により約86%になる。

河川砂防課長

- 2 霞川は、豪雨により川の流れが激しく当たって護岸が崩れたものと思われる。護岸の裏にコンクリートを詰めるなどの対応により同じことが起こらないように復旧する。今回の損壊箇所については、掘込による河川なので破堤することはない。

小谷野委員

河川事業においては、環境に配慮することも求められる。しかし、環境に配慮した護岸工法である蛇籠では、今回のような豪雨において、護岸としての機能を十分に果たせないのではないと思われる。環境に配慮しつつも治水をしっかりとすることが大事だと思うがいかがか。

県土整備部長

河川法には治水と環境の両立が含まれており、河川を整備する場合には環境への配慮が必要となる。このため、自然に配慮したかごマット工法などを用いた護岸を併用して河川整備を行っているが、今回のような計画を上回る大雨のときには、この工法では護岸としての機能を十分に果たせない。かごマット護岸は、護岸としての機能が低いため周辺地盤よりも河川が低い掘込河道で多く用いられている。計画を上回るような降雨を想定した場合の護岸の構造や工法等については今後研究していきたい。

【付託議案に対する質疑（都市整備部関係）】

板橋委員

- 1 家賃の滞納については、1か月や2か月の場合など状況にもよると思うが、半年以上の場合に訴訟の対象としているという説明を伺ったが、滞納の状況や段階に応じた収納指導はどのように行われているのか。
- 2 今回の対象者以外にも、訴えの一步手前の状態の事案がどのくらいあるのか。
- 3 訴訟をしたことによる効果は、上がっているのか。

住宅課長

- 1 滞納状況に応じた収納指導については、1か月目でコールセンターによる電話及び督促状の送付を行っている。2か月目になると、自宅への訪問指導による督促、3か月目で夜間・休日の訪問と連帯保証人への協力依頼を行い、4か月目で保証人に対する履行

請求を行っている。6か月以上になると、訴訟の予告訪問、最終催告を実施し、議会の議決をいただいた上で訴訟を提起する。

このようなきめ細かい指導により、平成26年度の家賃収納率は、98.75%で全国2位となっている。

2 訴訟一步手前の事案は、滞納6か月以上の案件が対象となるが、平成26年度末時点では10件である。

3 家賃等の請求訴訟は昭和59年から開始して30年が経過したが、抑止効果は高く、訴訟の対象者となる6か月以上の滞納者は、ピークの平成14年度には約500人であったものが、平成26年度には10人に減少している。これは約98%の減であり、大変効果が上がっていると考えている。

板橋委員

家賃の収納率が全国2位というのはずばらしい。訴訟の対象者となるまでに半年あるということだが、納入が半年遅れることは悪質であると思うので厳しい対応をお願いしたい。

住宅課長

今回の対象者については、何度も約束を守らず指導が繰り返されたことに加えて、予告訪問や最終催告の通知などの手続に時間を要するので、結果的に長期間になっている。なるべく早い対応が必要と考えており、迅速な対応に努めたい。

小谷野委員

1 訴訟に当たって、どのくらいの費用がかかるのか。

2 昔は訴訟件数が多かったが、随分少なくなったのですばらしいと思う。一般的に民間賃貸住宅には保証会社が入っており、1か月滞納があると翌月には払ってくれる。県営住宅での活用についてはどう考えているか。

住宅課長

1 平成26年度における1件当たりの訴訟費用は、11万5千円である。

2 県営住宅の入居者は低所得で生活に困窮している場合が多く、保険料の負担が難しいため保証会社を活用せず、連帯保証人での対応としている。関東近県も同様の対応となっている。

小谷野委員

保証会社に聞くと滞納率がかなり低いため、1カ月の家賃相当の保険料で保証は何年でも続くようである。今回の対象者のような家賃が月に7、8万円となる。収入が高い方に対しては、県が保証料の半分を負担してでも保証会社の活用を考えてもよいのではないかと思うがいかがか。

住宅課長

今回の対象者については、収入が高めの方であり高い家賃となっている。県営住宅の家賃保証については、滞納が多いと保証金の支出がかさみ、民間事業としては成り立たないという話も聞いている。本県は全国2位の収納率ということもあるので、今のところは現在の対応を継続したい。

中川委員

- 1 これまでの訴訟によって請求した総額と回収できた金額を教えてください。
- 2 一般論でいうと役所が運営している住宅の場合、家賃を支払えなくなると踏み倒してしまえばよいというような考えが起きることも想定されるが、家賃が高い場合などにおいて、訴訟を行うタイミングを考えて、対応のスピードを早める仕組みになっているのか。
- 3 一般的にギャンブルのために生活が困窮している場合など、家賃の督促訪問の際に生活指導を行っているのか。

住宅課長

- 1 訴訟した家賃滞納額の総額についての資料は手元にはないが、一例として平成25年度の訴訟後の回収額を説明すると、約180万円の滞納額のうち、年度内に滞納額の42%に当たる約77万円を回収した。その後、平成26年度から平成27年度にかけて少しずつ回収し、現在の回収率は約81%である。
- 2 訴訟のスピードを早められないかということについては、指導の手順を踏んで繰り返し指導することによって6か月に至らずに回収できているものも多く、こうした状況を考え併せると訴訟までに最低6か月間は必要であるので御理解いただきたい。
- 3 生活指導については、所得が低く生活に困窮している場合には、市の福祉課とも連携し指導を行っている。指導の中で、借金をしていることが分かれば相談窓口の案内をしている。

中川委員

- 1 訴訟案件の回収額について、これまでの総額は分かるか。
- 2 滞納により訴えられて県営住宅を退去した人が、市営住宅に入居することは可能なのか。

住宅課長

- 1 回収額の総額については、現在確認中である。
- 2 県営住宅を明け渡した人の市営住宅への入居については、それぞれの市で定めている入居要件に公営住宅の家賃の滞納がないことが入っていることが多い。

委員長

総額について、今回回答できるか。

住宅課長

- 1 回収額の総額については今すぐに回答できないが、過去5年間では、約1,000万円の滞納に対して約500万円、約50%が回収されている。これは訴訟した年度に限定したものであり、その後少しずつ回収しているので回収額は更に高くなっている。

委員長

中川委員、今の答弁でよろしいか。

< 了 承 >

金子委員

- 1 今の社会経済状況の中で、生活状況が悪化する場合もあると思うが、今回の対象者の生活実態の変化は把握しているのか。
- 2 今回の対象者は、生活状況の変化により滞納せざるを得なくなったのか。

住宅課長

- 1 県営住宅では、対象者の生活状況を毎年の収入申告により把握している。
- 2 本人の話では多少借金があり、そちらを優先して支払っているということである。

【付託議案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（一級河川江川の河川整備について）】

飯塚委員

- 1 7月16日から17日にかけての台風11号の豪雨により、桶川市内の一級河川江川で女子高校生が通学途中に流され、命を落とすという痛ましい事故があった。この江川について、何度も道路冠水が発生している状況を知りながら、なぜ河川整備が進まなかったのか。
- 2 江川の下流部の湿地保全について、これまで環境保護団体と調整をしてきたと聞いているが、具体的な内容を説明願いたい。

河川砂防課長

- 1 江川の荒川合流部から1.3キロメートル区間について、平成2年に桶川市が事業主体として準用河川改修事業に新規採択されている。この事業化に伴い平成3年から用地買収を開始した。平成6年に準用河川から一級河川に指定されたが、引き続き桶川市が都市基盤改修事業で事業を行っている。平成11年度からは現地の工事に着手したが、工事の途中で環境保護団体から周辺地域の地下水位の低下が湿地植物に影響があるとの指摘があり、平成15年に工事を休止した。平成18年度には学識経験者や地域住民、環境保護団体による会議を開催し、湿地環境に配慮した計画について提言をいただいた。その後、環境保全に配慮した河川改修の技術的な検討を行うとともに、環境保全、営農などの議題について第二期の支援会議の開催に向け環境保護団体と調整をしてきた。
- 2 環境保全や営農に関する調整を行ってきた。具体的には、江川下流域にある希少な湿地植物などの自然環境、流域の都市化に伴う洪水被害、湿地の乾燥化、水田の盛土などの問題について支援会議を立ち上げて議論をしてきた。現在引き続き協議中であるが、今後議論していく内容、委員の選定について環境保護団体と調整を続けているところである。

飯塚委員

- 1 環境との共生も大事であるが、人ひとりの命が失われてまだ協議中ということでは困る。（意見）
- 2 上尾道路の完成によって利便性の向上や経済効果が期待できる。環境保護の問題もあるが、進めるべきものは進めなければならないと思う。環境に配慮しながら整備が進められている上尾道路の現在の進捗状況と今後の見通しについて伺う。
- 3 具体的な環境への配慮の内容はどのようなものなのか。

道路政策課長

- 2 上尾道路は、国道16号宮前ICから鴻巣市箕田交差点までの延長約20キロメートルの事業である。そのうち宮前ICから桶川北本ICまでの延長11キロメートルをI期区間として整備が進められている。これまでに宮前ICから県道上尾環状線までの4.2キロメートル及び県道川越栗橋線から桶川北本ICまでの2.1キロメートルが2車線で暫定供用されている。残る未開通区間については、江川を渡河する部分であり環境に配慮しながら国が工事を進めている。
- 3 具体的な環境への配慮内容としては、当初、江川区間の道路は盛土構造としていたが、区域内に希少植物が確認されたため、高架構造への変更や希少植物の道路区域外への移植等を行っている。

飯塚委員

昨今の豪雨は、想定を超える影響を河川に及ぼすことも十分に考えられる。高校生が亡くなっているという状況も考えて、県が主体的に江川の河川整備や豪雨対策を進めていただきたい。（意見）

【所管事務に関する質問（豪雨災害時の新方川について）】

金子委員

先日の豪雨によって新方川は土手から水がしみ出していた。状況が確認できるのは増水した時から翌日までの間だけである。タイミングを逃さずにきちんと対応していただきたい。

今回の豪雨で新方川周辺では多くの浸水被害が出た。新方川があふれるくらいの水位になったことはこの河川だけの問題ではない。今後は、河川整備と併せて調節池の計画的な整備も検討する必要があると思うがいかがか。

河川砂防課長

それぞれの河川が整備計画に基づき河道の整備や必要な調節池の整備を行っている。今後とも計画に合わせて整備を進めていく。

今回の雨は、地形的な要因もあり、市街地に降った雨が河川まで排水されなかったため浸水が発生した。市街地内の浸水については下水道管理者である地元市との連携が重要となる。

これらの対策と合わせ、洪水時の情報提供などのソフト対策を総合的に行い県民の安心安全に努めていく。

【所管事務に関する質問（関東・東北災害の対応について）】

中川委員

- 1 関東・東北災害における茨城県の状況が埼玉県で発生する可能性もあった。今回の大雨についてどう総括しているのか。
- 2 県民が自ら避難する自覚を促すような啓発を進めるべきと考えるがいかがか。
- 3 県内で河川が決壊した場合に大きな被害が出る地域はどこか。

河川砂防課長

- 1 想定を超える雨はいつ降るか分からない。今年の7月に水防法の改正があり、法律要

綱の中で国や県がこれまで作成した浸水想定区域は想定しうる最大規模で再検討することとされた。想定しうる最大規模の降雨は現在国で検討中であるため、県も国の検討結果を参考にしながら検討を進める。

- 2 関東・東北豪雨の教訓として、県民の避難についての自覚を促すことは重要であると認識している。国が10月5日に全国の市町村長や堤防沿いの住民の不安や懸念に応えるため「避難を促す緊急行動」を発表した。具体的には、洪水に対しリスクが高い区間を国、地方公共団体、自治会等で共同点検することや地域住民の所在地に応じたリアルタイム情報の充実などを行うとしている。県としては、国のリアルタイム情報提供を補完し、分かりやすい情報を発信するシステムを平成28年5月までに整備するなど国と協力して啓発に努める。
- 3 県東部地域は荒川、利根川、江戸川に囲まれた低平地で、お椀の底のような形状となっており、降った雨が川に流れ込みにくい。また、河川の勾配も緩いため、洪水が流れにくく排水しづらい地形となっている。このようなこともあり、これまでも大きな浸水被害が発生してきた。今回の台風18号においても、越谷市、春日部市及び幸手市などで市街地に降った雨が河川まで排水しきれずに浸水する内水被害が発生した。このような状況を踏まえ今後とも浸水被害の軽減のためにしっかりと治水対策を進めていく。

【「一級河川江川の早期改修を求める決議(案)」を本委員会として行う動議についての説明】 小林委員

ただ今配布した案文の朗読をもって説明に代える。

去る7月16日から17日にかけて、台風11号が接近した影響により、県内各地で床下浸水や道路冠水などの被害がもたらされた。

残念なことに、同月16日の早朝、桶川市内の高校に通う女子生徒が、通学途中に江川に流され亡くなるという痛ましい事故が発生した。本委員会は、亡くなられた生徒の御冥福を心からお祈り申し上げるものである。

江川の流域住民は、これまでも台風などによる豪雨が発生した際の洪水などにより慢性的に悩まされている状況にある。

江川は、桶川市が平成2年に下流部から準用河川改修事業に着手し、平成6年には一級河川に指定された。その後、平成15年に湿地環境保全の観点から工事が中断され、平成18年には河川整備計画が策定された。計画では、築堤や河川の拡幅、掘削等とともに調節池の整備を行うこととなった。特に湿地保全が議論となっている下流部の工事の実施に当たっては、周辺環境に十分な配慮を行うこととされており、また、江川を渡河する上尾道路も環境に配慮し現在も整備が進められているところである。

今回の事故を受け、県ではまず江川上流域の調節池の整備に向けた具体的な検討を開始したとのことであるが、人命尊重、くらしの安全、通学路の安全確保のため、江川流域全体の治水対策の整備については、下流の環境保全にとらわれることなく流域4市と協力して、迅速に取り組むことを求めるものである。

以上決議する。

【「一級河川江川の早期改修を求める決議(案)」に対する修正案の説明】

飯塚委員

それでは修正箇所を説明する。下から4行目にある「下流の環境保全にとらわれることなく流域4市」を「下流の環境保全もさることながら流域4市」に修正したい。

【「一級河川江川の早期改修を求める決議（案）」の原案及び修正案に対する質疑】

なし

【「一級河川江川の早期改修を求める決議（案）」の原案及び修正案に対する討論】

なし

【所管事務に関する質問（下水処理施設におけるバイオガス発電について）】

中川委員

- 1 元荒川と中川水循環センターの2施設でバイオガス発電を行うと年間約6,000万円の収益が見込まれるとのことだが、施設内でガスを使うことによって節約される燃料代が含まれていない。節約分も含めるといくらになるか。
- 2 バイオガス発電の開始が平成41年度の施設もあるが、平成41年度の発電開始では、13年も先送りすることになってしまう。ほかの方法で前倒しできないのか。
- 3 これ以上に収益が見込める方法は、ほかにないと思う。職員が足りないのであれば、増員を要求してはどうか。

下水道管理課長

- 1 発生したガスの約4割を焼却炉の補助燃料として活用することを予定おり、2施設のコスト削減額は年間4,200万円を見込んでいる。収益と合わせると約1億200万円となる。
- 2 計画を前倒しするには何点か課題がある。汚泥処理コストの増などに苦慮している市町の汚泥を県が受け入れ、まとめて処理する下水汚泥処理の共同事業化の検討を本年度開始した。平成28年度から平成29年度にかけて市町と協議を行う予定であり、この協議により受入汚泥量が決まり、バイオガスを発生させる消化タンクの大きさが決まる。また、古利根川水循環センターの焼却炉が今後施設更新期を迎えるため、ほかの施設で汚泥を処理することを検討する予定である。これらを踏まえると、元荒川、中川以外のバイオガス発電は、平成29年度に計画を立て、平成30年度に設計に着手し、平成32年度から平成34年度に工事となるので、発電開始は早くても平成35年度となる。このように前倒しするにしても、本県ではバイオガス発電に伴う消化タンクがないため、元荒川の事業費から概算で推測すると、全ての整備を行うための事業費は260億円にも上る。このため、国庫補助事業枠の関係で国土交通省との調整が必要である。さらに、流域市町の負担が一度に増えるので、市町の理解も必要である。これらの課題もあるが、少しでも前倒しできるよう関係機関との協議を進めていく。
- 3 新規事業への対応のための職員の増員については、関係部局と協議の上、要望していきたい。

中川委員

職員体制については、下水道局全体の取組が変わってきているので見直していただきたいと思う。

バイオガス発電を早く始めれば設備投資分の償還を早くできるとともに、その分の燃料代も節約できると思う。全ての施設が稼働したときの発電による収入は、節約分も含めていくらになると想定しているか。

下水道管理課長

バイオガス発電による固定価格買取制度の価格が現在と同等として試算すると全体の年間収益は約1億7,500万円で、コスト削減額は約1億1,700万円。合わせて約3億円となる。